別紙２

富津市　重大事態における調査について（概略図）

重 大 事 態 発 生

いじめ防止対策推進法28条1項
第一号事案
「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害」
○児童生徒が自殺を企図した場合
○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合
第二号事案
「いじめにより相当の期間学校を欠席」
○年間３０日を目安

調査１

学　校（いじめ防止対策推進法 22 条）
【学校いじめ防止対策組織】にて調査

①認知報告　③指導・支援　④調査結果報告 対象児童生徒・保護者説明

市教育委員会　②調査主体の決定

学校主体
(1) 調査組織の設置
（第三者を含む）
(2) 調査結果の委員会報告
(3) 当該事案への対応を実施

市教育委員会主体
(1) 調査組織の設置
（第三者を含む）
(2) 当該事案への対応を実施

※場合に応じて第三者のみの調査委員会を設置
※被害児童生徒及び保護者に調査結果を情報提供

①認知報告
④調査結果報告

県教育委員会

①認知報告　④調査結果報告 対象児童生徒・保護者説明

調査２

市　長　⑤調査結果報告を判断（いじめ防止対策推進法 30 条 2 項）

A
調査報告で十分である

B
調査が適切か検証
再発防止策の検討
調査が不十分

⑥再調査の要請

富津市いじめ問題調査委員会（仮）
□専門的知識及び経験を有する者
（例：法律・医療・心理・福祉・教育等）
□利害関係を有しない者（第三者）
□委員は５人以内
□市長が委嘱

⑦報告

⑧再調査結果報告（いじめ防止対策推進法 30 条 3 項）
対象児童生徒・保護者説明

調査活動終了

市　議　会